

いじめチェックリスト

(1) 子どもが発するサイン

- ①からだや体調
 - ・衣服の汚れ・傷・保健室の出入り
- ②しぐさや態度
 - ・脅え・元気がない・視線を合わせない
- ③友達との関係
 - ・異常な気遣い・人の言いなり・あだ名
- ④生活面
 - ・納入金の滞納・机や鞆が荒らされる
 - ・文具等が隠される

(2) 学校の生活場面から

- ①学級の雰囲気 ②登校時や朝の会
- ③授業時間 ④昼食時
- ⑤休み時間 ⑥掃除や諸活動
- ⑦学級活動や班・係活動 ⑧放課後

(3) 家庭でのチェックポイント

- ①服装
- ②持ち物
- ③金銭
- ④家庭学習
- ⑤態度やしぐさ
- ⑥からだや体調
- ⑦友人関係

(4) いじめている子どもが家庭で出すサイン

- 買ってやっていない品物をもっている
- お金の使い方が荒い
- 下校が遅く、言葉遣いや素行が悪い
- 友達への電話の口調が命令的
- 友達を呼び捨て、軽蔑した口調
- 体操服をもって帰ってこない

年間計画 (含む研修計画)

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針の共通理解 ○児童・生徒、保護者等への周知 ○児童・生徒の情報交換・引継 ○生活アンケートの実施 ○家庭訪問 ○いじめ防止の取組検討・実施 	1 0 月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートの実施 ○いじめ防止の取組の評価と改善
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートの実施 ○連休後の児童・生徒観察情報交換 ○長崎市少年センターとの情報交換 ○民生委員との情報交換 	1 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートの実施 ○人権教育の教職員研修会 ○教育相談(中) ○三者面談(中3)
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートの実施 ○個人面談・教育相談 ○教育週間(全校朝会) ○教育週間(道徳公開授業) ○学校評議員との情報交換 	1 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートの実施 ○個人面談 ○人権週間に向けた取組(授業) ○人権集会 ○児童・生徒の情報交換会
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートの実施 ○生徒総会(中) ○児童・生徒の情報交換会 ○三者面談(中3) 	1 月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートの実施 ○休業中の児童・生徒の情報交換
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートの実施(登校日) ○平和祈念集会 	2 月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートの実施 ○三者面談(中3)
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートの実施 ○休業中の児童・生徒の情報交換 	3 月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートの実施 ○児童・生徒の情報交換会 ○新入生引継・情報収集 ○年間取組の検証・評価

主な相談機関

相 談 機 関	電 話 番 号	相 談 時 間
南小・中学校「いじめ相談窓口」	095-836-0085	8:45～16:45 (月～金)
親子ホットライン	095-847-7867	9:00～21:50 (月～金)
こころの電話	095-847-7867	9:00～16:30 (月～金)
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00～20:00 (毎 日)
ヤングテレホン	0120-786-714	9:00～17:45 (月～金)
子ども人権110番	0120-007-110	8:30～17:15 (月～金)
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00 (毎 日)
いじめ相談ホットライン	0570-078-310	24時間 (月～金)
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	9:00～17:45 (月～金)
長崎市教育研究所教育相談(市民会館内)	0120-556-275	9:00～16:00 (月～金)
子育て支援相談(市役所 子育て支援課)	095-822-8573 095-825-5624	8:45～17:30 (月～金)

長崎市立南小学校・南中学校いじめ防止基本方針

【基本方針策定の目的】

◎いじめは、どの学校、どの子どもにも起こりえるものであり、人間として絶対に許されない卑怯な行為であることを認識し、いじめの防止・解決に向け、学校・保護者・地域社会の関係者がそれぞれの立場から責務を果たしていくことを目的とする。

【めざす児童・生徒像】

- 自ら求めて学ぶ子ども
- 仲良く助け合う子ども
- 身も心も大切にしている子ども
- ふるさと（故郷）を愛する子ども

いじめ対策委員会

○いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための、学校の教職員、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者の関係者で構成されたいじめ防止等の対策のための組織

- 校長 ○教頭（小・中） ○教務主任（小・中）
- 生活指導主任（小） ○生徒指導主事（中）
- 養護教諭
- 必要時応じて担任・副担任

【専門家・外部関係者】

- 学校サポーター
- 必要時にSC・SWを派遣

【育友会・地域との連携】

- 育友会総会
- 学年部会
- 部活動振興会
- 地区育成協議会
- 学校評議員・民生委員
- 地区自治会

【関係機関との連携】

- 教育委員会
- 警察・交番(田上)
- 子育て支援課
- 子ども・女性・障害者支援センター
- 少年センター

【児童会・生徒会】

- 生徒総会
- 児童会
- 学級活動
- 生活委員会

(いじめの定義) 第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止) 第4条 児童等はいじめを行ってはならない。 ※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくり・学級づくり

- (1) 校内指導体制の確立と教職員の指導力の向上
- (2) 人権意識と生命尊重の態度、自己肯定感や自己指導能力の育成
- (3) 道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- (4) 学校基本方針の周知と家庭・地域社会・関係機関との連携強化
- (5) 学校基本方針による取組の評価と改善

いじめの早期発見

児童生徒がいじめを訴えやすい体制の整備と早めの実態把握

- (1) 教職員による観察や情報交換(情報の共有化)
- (2) 定期的なアンケート調査や個人面談の実施
- (3) 悩みを積極的に受け止める教育相談体制の整備(学校サポーター、相談員)
- (4) 育友会や地域関係団体との連携・協働による情報の収集
- (5) 学校以外の相談機関の周知

いじめに対する措置

組織的な対応で、被害児童を守り通し、毅然とした態度で加害児童へ指導

- (1) いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査
- (2) いじめられた生徒およびその保護者への支援
- (3) いじめた生徒への指導及びその保護者への助言
- (4) 集団への働きかけと継続的指導
- (5) ネット上へのいじめの対応

重要事態発生時の取組

早期に警察等に相談・通報のうえ、連携して組織的に解決

- (1) 全てのいじめ事案は、市教委に報告を行う。
- (2) いじめが犯罪行為と認められるときは、躊躇することなく所轄警察署に相談・通報を行い、連携して対応する。
- (3) いじめによって生徒の生命や心身または財産に重大な被害が生じたとき、またはその疑いがあるときや相当期間の欠席を余儀なくされるような重大事態が発生した場合は、速やかに市教委に報告し、連携して迅速に対応する。
- (4) 生徒や保護者からいじめによる重大事態の申し立てがある場合は、迅速に調査を実施し、重大事態と認知した場合は、直ちに発生報告を市教委に行う。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童生徒や、保護者、地域住民から相談があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・生活指導主任・生徒指導主任への報告

直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係の児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童生徒からの聞き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童生徒への継続した支援

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の人など)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
※SCや相談員、養護教諭の活用・協力支援体制。

加害児童生徒への継続した指導と支援

- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。